

2014年度予算要求の回答書(その7)
今回は、3. 子どもと教育の危機を打開
するために④～⑩です。

3. 子どもと教育の危機を打開するために

④少人数学級を小学校の全学年で実施すること。また、国に対しても拡大するよう求めること。

学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、神奈川県教育委員会が定める学級編制基準を適用して編成しております。

平成23年度から文部科学省が小学校1年生について1学級当たりの編制上限を35人に引き下げており、平成24年度については、国の施策として小学校2年生について35人以下学級編制と示されております。

本市では、国の動向を注視しながら、市独自で小学校3年生について少人数学級を実施しております。

しかしながら、全ての学年において少人数学級編制とすることにつきましては、教員の配置等の問題から現状では困難な状況であります。

さらに、少人数学級の拡大については、その有効性を踏まえ神奈川県教育委員会や関係機関に対して働きかけております。
(教職員課)

⑤学童保育は一教室当たりの定員を少なくし、希望者が全員入所できるよう拡充をはかること。

学童保育の定員は、県のガイドラインを参酌し、一教室当たりの面積に応じて定めております。

なお、定員拡充につきましては、在籍児童数が多い学校では、さらなる一時的余裕教室の確保が困難な状況なため、民間が実

施する地域児童クラブに対し助成を行うなど、官民協働で待機児童解消に努めております。
(こども育成課)

⑥小中学校の障害児介助員については、障害特性に合わせて人員を増員し、適切な介助ができるようにすること。

特別支援教育介助員の配置につきましては、介助を必要とする児童・生徒の障がい等の状況に応じて日数や人数を検討しながら配置しております。

今後も、各学校の支援体制を踏まえ、一人一人の児童・生徒の自立へ向けた支援が可能となるよう、適切な配置に努めてまいります。(学校教育課)

⑦学校図書館の充実をはかり、子どもたちが読書に親しめる環境をつくること。司書教諭が専任できるよう教員配置を増やすなど人的措置を講じること。

各学校におきましては、学校図書館の充実を図るため、学校図書館担当教員が「こどもブックライフサポーター」と連携しながら、掲示物やレイアウトなどを工夫した図書館の環境づくりに努めるとともに、蔵書・資料の整理、読書に関する相談や支援などの様々な活動を行っております。

また、児童・生徒が本に親しみ、読むことの楽しさを味わうことができるよう、「読書月間」・「読書週間」などを設定し、児童会・生徒会活動と連携した児童・生徒の主体的な活動を展開するほか、教員による「読み聞かせ」やボランティアによる「お話し会」の実施、中央図書館の団体貸出の活用などの取組を行っております。

本市教育委員会では、今後も、学校図書館や児童・生徒の読書活動の更なる充実に向けて、読書活動の促進を見据えた先進的な取組等の情報収集や事例紹介を行ってまいります。

司書教諭の人的措置につきましては、司書教諭は、学校図書館法第5条で、「学校には、学校図書館の専門的職務をつかさどらせるため、司書教諭を置かなければならない。」と規定されているものの、同法の附則において、司書教諭の設置の特例として、学級数が11学級以下の学校においては、「当分の間、司書教諭を置かないことができる」とされております。

有資格者が限られているため、市内全校に配置することは難しい状況ではありますが、現在は学級数が12学級以上の全ての学校において司書教諭が発令されております。

司書教諭がその職務を十分に果たすためには、専任化及び時間数の確保が必要であるものと認識しておりますが、現状ではその条件を整えることが難しい状況にあり、常勤専任司書教諭を早期に配置するよう関係機関に対して働きかけております。

このため、こどもブックライフサポーターを全校に配置し、補佐的な立場として司書教諭の業務遂行に取り組むとともに、各学校では、校務分掌上の工夫などを行い、司書教諭としての活動が有効に進められるように、取組の工夫をしているところです。今後とも司書教諭がその職務に効率的に取り組むことができるよう、「こどもブックライフサポーター」と連携を図ってまいります。(学校教育課・教職員課)

⑧私立高等学校等の学費等のいっそうの負担軽減をはかること。

本市では、平成22年度から、経済的な理由により修学旅行に参加することが困難である生徒又はその保護者に対し、生徒の学校生活の充実を図るため、修学旅行に係る経費の一部を支援する「高等学校等修学旅行費支援金」の支給を実施しておりますので、更に私立高等学校等の学費・通学費等についての支援金の給付の予定はありませ

ん。(学校教育課)

⑨障害児が急激に増えおり、特別支援学校の基準がないために「すしづめ」状態になっている実態がある。厚木市内に県立特別支援学校を早期に設置するよう、県に求めること。

児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の場を確保し、自立と社会参加へ向けた専門的な指導を実現するために、県知事に対して、市内に県立特別支援学校の設置を切望する要望書を継続して提出してまいりましたが、その結果、平成28年度に、県央方面特別支援学校が海老名市内に設置されることとなりました。

なお、市内への特別支援学校高等部の分教室の設置について、引き続き県に働きかけてまいります。(学校教育課)

⑩内部被曝を防ぐために、小中学校・保育所等の給食食材の安全性を確保するよう努めること。

小中学校・保育所における給食用食材の放射性物質の測定につきましては、保護者からの要望を取り入れながら、子どもたちに安心して給食を食べていただけるよう、測定機器を設置し、平成24年度から週2回(1回2～3品程度)、市独自で測定を行っております。

また、その結果につきましては、市ホームページを始め予定献立表(小中学校)や掲示案内(保育所)を通じて保護者等へお知らせしております。(保健給食課、保育課)

6月の法律相談は
6月24日(火) 13時～
前日迄の連絡をお願いします。